

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水・地震による各地域の被害予想)

養父市では、過去からたびたび台風・集中豪雨・雪害による被害が発生している。事業所は市内に分散しており、危険区域に集中している状況ではない。養父市のハザードマップ、J-SHISによると市内各地域の危険性は下記のとおり。

◇八鹿地域

- ・円山川・八木川沿いの谷底平野などで水害の危険性がある。
- ・円山川沿いの谷底平野で推定6弱などの震度が予想され、地震被害が発生する可能性がある。
- ・主要な谷底平野部で液状化の可能性は低い。

◇養父地域

- ・建屋川などの河川沿いの谷底平野などで水害の危険性がある。
- ・円山川沿いの谷底平野で推定6弱などの震度が予想され、地震被害が発生する可能性がある。
- ・主要な谷底平野部で液状化の可能性は低い。

◇大屋地域

- ・大屋川、明延川などの河川沿いの谷底平野などで水害の危険性がある。
- ・谷底平野で推定6弱などの震度が予想され、地震被害が発生する可能性がある。
- ・主要な谷底平野部で液状化の可能性は低い。

◇関宮地域

- ・八木川、出合川などの河川沿いの谷底平野などで水害の危険性がある。
- ・谷底平野で推定6弱などの震度が予想され、地震被害が発生する可能性がある。
- ・主要な谷底平野部で液状化の可能性は低い。

(土砂災害)

市防災安全課に確認したところ養父市には、令和7年4月1日現在において土石流危険渓流が400箇所、地すべり危険箇所が24箇所、急傾斜地崩壊危険箇所が234箇所、雪崩危険箇所が362箇所ある。

◆土砂災害危険箇所 (令和7年4月1日現在)

	八鹿・養父・大屋・関宮・計の順に記載				
土石流危険渓流	100	136	102	62	= 400
急傾斜地崩壊危険箇所	51	65	67	51	= 234
なだれ危険箇所	98	113	96	55	= 362
地すべり危険箇所	6	3	7	8	= 24
地すべり危険地区	5	3	2	4	= 14
山腹崩壊危険地区	39	44	44	40	= 167
崩壊土砂流出危険地区	103	157	111	63	= 434

◆土砂災害警戒区域指定状況 (令和7年4月1日現在)

急傾斜(特別警戒区域)	503 (381)
土石流(特別警戒区域)	385 (115)
地滑り(特別警戒区域)	28 (0)
計	916 (496)

(地震)

本県の日本海側沿岸部で地震が発生した場合、但馬地域北部を中心に大きな被害の発生が予想される。河川の河口部では地盤が軟弱なため家屋の倒壊が起りやすいので注意が必要である。県は、26の断層帯・地域に分けた内陸活断層地震及び、どこでも起りうるM7未満の断層(伏在断層)地震による被害想定を平成21~22年度に実施した(兵庫県地震被害想定)。本市に最も大きな被害をもたらすと考えられる地震は、養父断層帯地震(養父市で最大震度6弱)となっている。「兵庫県地震被害想定」によれば、兵庫県内に大きな影響が予想される地震のうち現時点での被害想定等を考慮して、山崎断層帯地震、上町断層帯地震、中央構造線断層帯地震、養父断層帯地震を主要4地震と位置づけしており、この4つの想定地震のうち、養父市に最も影響を及ぼす地震は養父断層帯地震である。また県は、南海トラフを震源とする地震による被害想定を平成25~26年度に実施し、平成26年6月に結果を公表した。本市では一部の地域で最大震度5強(震度別面積率0.1%)、ほとんどの地域で震度5弱(同99.9%)となっている。また、地震に伴う津波の遡上による浸水はないと想定された。いずれの地震についても養父市に関しては、総じて従来の地震被害想定を下回る被害量となっている。養父断層帯地震は、養父市から朝来市にかけて西北西-東南東方向に走る養父断層の活動を想定したものである。地震調査研究推進本部の長期評価(「全国を概観した地震動予測地図」報告書2005)では、30年以内に発生する確率は「0.45%」と非常に低くなっている。推定震度は養父市のほぼ全域が震度5弱以上であり、断層近辺では震度6弱、震度5強となっている。

(感染症、サイバー攻撃等)

新型インフルエンザ等(感染症)は、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、本市においても多くの市民の生命及び建国に重大な影響を与える恐れがある。

また、当市内の中小企業においても、コンピューターウイルスやサイバー攻撃による情報漏洩や精密機器の故障等へのリスク対策が急務となっている。

(2) 商工業者の状況(令和3年経済センサス)

- ・商工業者数 1,010社
- ・小規模事業者数 838社

【内訳】

業種		商工業者数	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	建設・製造業	272	市内に広く分布している
	小売・卸売業	268	市内に広く分布している
	サービス業他	329	市内に広く分布している
	宿泊・飲食業	141	宿泊:鉢伏・氷ノ山地域に多い

(3) これまでの取組

1) 養父市の取組

- ・市地域防災計画の策定
- ・防災訓練の実施(年1回9月に実施)
- ・応援協定等の締結
- ・市防災備蓄の整備

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国県の施策等を当会HP、LINE公式アカウントにて情報発信を行った。
- ・当会主催でBCP策定セミナーを開催し、BCP策定の必要性について市内小規模事業者対して啓発を行った。
- ・兵庫県共済協同組合と連携した損害保険への加入促進を実施。

3) 事業継続力強化支援計画の実施状況

- ・事業継続力強化に関するセミナーを開催（年1回開催）
- ・兵庫県共済協同組合との共催によるBCPセミナーの実施（年1回実施）
- ・兵庫県共済協同組合担当者との巡回訪問による各種保険の加入促進の実施（7月実施）
- ・事業者BCPの策定支援、見直し支援として、市内会員の小規模事業者の巡回指導の実施。
- ・事業継続力強化計画の策定に伴う巡回指導の実施。

II 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

【課題】

- ①市内小規模事業者の事業継続力強化計画策定後の進捗状況の把握が行えていない。
- ②地域の自然災害等リスクについて当会、市役所関係部署との間での情報共有が十分に行えていない。
- ③本計画の実行にあたって、保険や共済、資金繰り、リスクファイナンス等事業継続支援に関する助言を行える当会経営指導員の不足、防災、減災等の重要性を周知する専門的な知識の不足といった課題がある。

【対策】

- ①事業継続力強化計画の策定先については、策定先リストを作成し、計画期間のフォローアップ体制の充実、計画期間終了時までには再申請を促す仕組みを構築する。
- ②養父市防災安全課、商工観光課、当会で年1回程度、情報交換会を実施し、本計画における災害リスクや支援方針について協議、情報共有を行う。
- ③定期的に事業継続支援に関する勉強会の実施、また関係機関が実施するセミナー等へ経営指導員が参加し、専門知識の習得、最新の情報収集に努める。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスク、事前対策の必要性を周知し、認識いただく。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と市との間における被害情報共有体制を構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連絡体制を平時から構築する。
- ・巡回や窓口指導時、事業継続計画の策定に向けて、支援を行う。

【成果目標】

商工業者数	小規模事業者数	事業年度	策定目標（事業者数）	
			BCP	事業継続力強化計画
1,010	838	R8	2	5
		R9	2	5
		R10	2	5
		R11	2	5
		R12	2	5

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

①市内小規模事業者の事業継続力強化の取り組み状況の把握

【市内小規模事業者の事業継続力強化支援計画の策定状況について把握】

経済産業省のHPにて市内事業所の認定状況を確認し、養父市役所と連携し市内小規模事業者における継続力強化計画の策定件数を把握する。

○具体的な方法

- ・経済産業省HPにて市内事業所の事業継続力強化支援計画の認定状況について四半期毎に確認の実施。
- ・養父市商工会、養父市が実施するアンケート調査にて事業継続力強化支援計画の取り組み状況についての設問を設け、把握を行う。
- ・巡回経営指導時におけるヒアリングにて事業継続力強化支援計画取り組み状況の確認、把握を行う。
- ・市補助金の加点項目等に事業継続力強化計画の認定を盛り込むように要望を行う。

②小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

【リスク認識に向けた周知・注意喚起に関する取り組み】

- ・巡回経営指導時に事業所立地場所のハザードマップの確認を促す。現在の火災保険等の各種損害保険の加入状況についても確認した上で、事業所立地場所における自然災害等のリスク及びその影響を軽減する為の取り組みや対策について説明する。
- ・当会の会報やホームページ、LINE公式アカウントにて、事業継続力強化計画に関する国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、関連する各種保険の概要、また自社のBCPに取り組み具体的な事業所の紹介を行う。
- ・経済産業省HPに掲載しているリスクファイナンス判断シートの活用し、事業者自然災害等の災害発生時における資金繰りについての事前把握を促す。
- ・事業継続の取り組みに関する講師を招聘し、小規模事業者に対する普及啓発セミナー、損害保険の紹介等を実施し、またセミナー参加者に対して個別相談会を実施する。

③フォローアップ

事業継続力強化計画を策定し、2年以上経過している事業者に対して、計画の見直しを促進する為、巡回時に各種保険の加入状況のヒアリングを行い、相談内容に応じて専門家による個別相談を実施。

また、支援した事業者の計画期間についての把握を行い、計画終了となる事業者に対しては、再策定、再申請を巡回指導時に行う。各事業所においても発災を想定した訓練を定期的実施することを促し、再策定時の見直しに反映するように指導を行う。

④知見の共有及び事業継続力の底上げ

当国会報誌において事業継続力強化に取り組んでいる事業所についての好事例を掲載する。

また、各種セミナー開催時のブレイクタイムにて参加者同士で各事業所における事業継続に関する取り組みについて話し合う時間を設け、地域内事業者間での共有を行い、地域全体の事業継続力の底上げを行う。

⑤関係団体との連携

【兵庫県共済協同組合との連携】

ひょうご県共済と連携し、BCPセミナー等の事業継続に関するセミナーの共催を実施し、また合わせて、最新の損害保険の補償内容についての説明をセミナーで行っていただく事で連携を図る。

【地域内金融機関】

事業継続力強化に関する取り組みについて情報共有を行うとともに、双方のBCPに関するセミナー開催時には、各関係事業所に周知を行うことで連携を行う。

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 内田昭一、西村亜由美、栃下拓樹（連絡先は後述（3）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

③広域経営指導員の当否

経営指導員 内田昭一、西村亜由美、栃下拓樹の3名は、施行規則第2条第2項に規定する広域経営指導員に該当しない。

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

養父市商工会

〒667-0021 養父市八鹿町八鹿 1672

TEL：079-662-7127 FAX：079-662-7207

E-mail：info@yabusci.co.jp

②関係市町村

養父市 産業環境部 商工観光課

〒667-0198 兵庫県養父市広谷 250-1

TEL：079-664-0285 FAX：079-664-2528

E-mail：shoukoukankou@city.yabu.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	250	250	250	250	250
○講師謝金・ 資料作成費・旅 費	110	110	110	110	110
○セミナー開 催費	60	60	60	60	60
○パンフ・チラ シ作製費・SNS 広告費	80	80	80	80	80

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、養父市補助金、兵庫県補助金、事業収入他

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

